

日本組織適合性学会よりのお知らせ

平成10年7月17日に開催された第7回日本組織適合性学会総会において、下記のような会則の変更が承認されましたのでお知らせします。なお、改訂后会則の全文は本誌に掲載しますが、日本組織適合性学会ホームページ (<http://square.umin.ac.jp/JSHI/mhc.html>) にも掲載されています。

記

第3章 第11条 (役員)

役員に「指名理事 若干名」を加える。

評議員会の議を経て、大会長が任命するものとする。」に変更する。

第3章 第12条 (選任)

2. の「理事及び監事は、評議員会において、評議員の中から互選により選出する」を

「理事及び監事は、評議員の中から互選により選出する」に変更する。

「4. 必要に応じて若干名の指名理事をおくことが出来る。指名理事は、評議員の中から会長が推薦し、理事会、評議員会の議を経るものとする。」を加える。

第4章 第21条 (理事会)

「毎年2回会長がこれを召集する」を

「毎年1回会長がこれを召集する」に変更する。

第4章 第23条 (委員会)

「委員会の設置及び委員の選任は、」を

「委員会の設置は、」に変更する。

「会長が行う。」を

「会長が行う。なお、各委員会の委員長及び委員の選任に関する細則は別に定める。」に変更する。

第3章 第13条 (職務)

「2. 理事は」を

「2. 理事及び指名理事は」に変更する。

第6章 第27条 (編集)

「会報の編集は、評議員の中から互選によって選出された編集委員が別に定める会報規定に基づいて行う。」を

「会報の編集は、編集担当理事が編集委員会を組織し、別に定める会報規定に基づいて行う。」に変更する。

第3章 第14条 (任期)

「任期は2年とする。」を

「任期は2年とする。但し、任期の開始は選出後の最初の理事会とし、次期役員候補選出後の最初の理事会まで継続するものとする。また、指名理事の任期は会長の任期の期間中とする。」に変更する。

第7章 第29条 (会費)

「本会の年会費は、次に定めるとおりとする。

1、正会員：年額5,000円

2、特別会員：免除

3、名誉会員：免除

4、賛助会員：年額100,000円」を削除し、以下の表記に変える。

第4章 第16条 (学術集会)

「委託する。」を

「委託する。また、大会長は、学術集会を主催する上でその補佐を行う大会幹事1名をおくことが出来る。大会幹事は、大会長が推薦し、理事会、

「会員は本会の経費にあてるため、年会費を納入しなければならない。但し、特別会員及び名誉会員はこの限りではない。」に変更する。

また、これに対応して以下の年会費の規定を別途設ける。

年会費規定：

1. 年会費は、次に定めるとおりとする。
 - 1、正会員：年額5,000円
 - 2、特別会員：免除
 - 3、名誉会員：免除
 - 4、賛助会員：年額100,000円
2. 年会費の変更は、会計担当理事の提案によって、理事会、評議員会の議を経て総会で決定する。

細則の追加。

3. (委員会委員長及び委員の選任について)

平成10年7月17日追加

本会の運営上必要な委員会の委員長は理事の互選とする。委員は、会員の中から当該委員長が選任し、理事会の議を経て、評議員会の承認を受けるものとする。

以上

日本組織適合性学会会則

(平成10年7月17日改訂)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本組織適合性学会 (Japanese Society for Histocompatibility and Immunogenetics、略称 JSHI) と称す。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、日本赤十字社中央血液センターにおく。

(目的)

第3条 本会は、組織適合性とそれに関する学問の進歩発展に資するため、国内のみならず国外の関連機関とも連絡を密にして研究の促進を図り、その成果の応用を通じて広く人類の健康と福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 学術集会 (学術集会、講演会、ワークショップなど) の開催
2. 研究資料の刊行
3. 内外関連研究機関および研究組織との連絡

4. HLA タイピングの精度向上に関する事業
5. その他本会の目的を達成するに必要な事業

第2章 会員

(会員の資格)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

1. 正会員：本会の目的に賛同した者で、第6条に定める入会手続きを経て入会し、年会費を納入した者
2. 特別会員：本会对し特別の功労があり、理事会、評議員会の議を経て会長が推薦し、総会において承認された者
3. 名誉会員：本会の正会員として本会の発展に著しい功労のあった者で、理事会、評議員会の議を経て、総会において承認された者
4. 賛助会員：本会の目的に賛同し、本会の事業を援助するために第6条に定める入会手続きを経て入会し、年会費を納入した団体または個人

(入 会)

第6条 本会に入会を希望するものは、所定の入会申し込み書に年会費を添えて申し込むものとする。

(年会費)

第7条 年会費は別途これを定める。既納の会費は返却しない。

(会員の権利)

第8条 会員は本会の事業に関する連絡を受け、学術集会や本会の行う事業に参加することができる。

(退 会)

第9条 本人より退会の申し出のあった会員、および年会費を3年以上未納の会員は退会とみなし、学術集会を含む本会の事業の連絡を停止する。

(除 名)

第10条 本会の目的に反する行為のあった会員は、理事会および評議員会の議決により、総会の承認を得て除名することができる。

第3章 役 員

(役 員)

第11条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
理 事	若干名
監 事	2名
評 議 員	若干名
指名理事	若干名

(選 任)

第12条 役員は次の規定によって選任する。

1. 評議員は、正会員の中から、細則に定める資格を満たすものを理事会および評議員会の議を経て会長が委嘱し、総会の承認を得るものとする。
2. 理事および監事は、評議員の中から互選により選出する。理事と監事は兼務することはできない。
3. 会長は理事会において、理事の中から互選により選出する。

4. 必要に応じて若干名の指名理事をおくことが出来る。指名理事は、評議員の中から会長が推薦し、理事会、評議員会の議を経るものとする。

(職 務)

第13条 本会の役員の職務は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、本会の業務を総轄する。
2. 理事及び指名理事は理事会を構成し、この会則に定められた事項を議決する。各理事は、庶務、会計、編集、渉外などの業務を分掌する。
3. 監事は本会の業務および経理を監査する。
4. 評議員は評議員会を構成し、この会則に定められた事項を議決する。

(任 期)

第14条 会長、理事、監事の任期は2年とする。但し、任期の開始は選出後の最初の理事会とし、次期役員候補選出後の最初の理事会まで継続するものとする。また、指名理事の任期は会長の任期の期間中とする。但し何れの役員も再選は妨げない。

(職 員)

第15条 本会の事務を円滑に処理するため、事務局に事務局長をおく。事務局長は、理事会において理事の中から互選により選出し、その任期は2年とする。事務局は、必要に応じ事務局職員をおくことができる。職員の任免は会長が行う。

第4章 会 議

(学術集会)

第16条 学術集会は、原則として年1回行い、大会長がこれを主宰する。大会長は、理事会および評議員会の議を経て会長が委嘱する。また、大会長は、学術集会を主催する上でその補佐を行う大会幹事1名をおくことが出来る。大会幹事は、大会長が推薦し、理事会、評議員会の議を経て、大会長が任命するものとする。学術集会の費用は必要に応じ参加者の負担に

において開催する。

(総会)

第17条 総会は、年1回学術集会に際して開催し、大会長を議長として以下に述べる事項もならびに理事会および評議員会において議決された事項を会員に報告し、承認を受けるものとする。

1. 事業報告ならびに事業計画
2. 会計報告ならびに予算
3. その他

(評議員会)

第18条 評議員会は、年1回の学術集会に際して定期的に開催する外、会長が必要と認めた際は、臨時に評議員会を召集して会務の円滑な運営に当たる。評議員会の議長は、定期の評議員会では該当学術集会の大会長が行い、臨時の評議員会では評議員の互選により選出する。

(評議員の議決)

第19条 評議員会は、別に定める会則改定の場合を除き、評議員の半数以上の出席のもとに、出席者の過半数の賛成がなければ議決することが出来ない。やむをえない事由で評議員が出席できない場合は、議長あるいは他の評議員に委任状を提出し審議を委任することができる。委任状提出者は議決に関し出席者として取り扱われ、その議決権は委任された者が代わりに執行する。

(評議員会議事録)

第20条 評議員会の議事録については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。議事録は議長の責任において作成し、次回の評議員会で内容の確認を得るものとする。

1. 会議の日時および場所
2. 出席者の氏名
3. 議決事項
4. 議事の経過

(理事会)

第21条 理事会は会長が主催する。理事会は、定期理事会および臨時理事会とする。定期理事会は毎年1回会長がこれを召集する。会長は、会長が必要と認めたとき、または3分の1以

上の理事から開催が請求されたときは速やかに臨時理事会を召集しなければならない。

(理事会の議決)

第22条 理事会の3分の2以上の理事が出席し、出席した理事の過半数の賛成がなければ議決することができない。監事は理事会に出席して意見を述べることができるが議決には加わらない。

(委員会)

第23条 本会の業務を遂行するのに必要な委員会を設置することができる。委員会の設置は、理事会および評議員会の議を経て会長が行う。なお、各委員会の委員長及び委員の選任に関する細則は別に定める。

第5章 分科会および地方会

(分科会)

第24条 本会に分科会をおくことができる。分科会の設置ならびに廃止は、理事会および評議員会の議を経て会長が決定する。

(地方会)

第25条 本会の下部組織として地方会をおくことができる。地方会の設置ならびに廃止は、理事会および評議員会の議を経て会長が決定する。

第6章 会報

(会報)

第26条 本会は会報を発行する。この内1回は各年の学術集会の予稿集を兼ねる。

(編集)

第27条 会報の編集は、編集担当理事が編集委員会を組織し、別に定める会報規定に基づいて行う。但し学術集会の予稿集を兼ねる場合には、各大会長に委嘱することができる。

第7章 会計

(経費)

第28条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他で支弁する。

(会費)

第29条 会員は本会の経費にあてるため、年会費を納入しなければならない。但し、特別会員及び名誉会員はこの限りではない。

(会計年度)

第30条 本会の会計年度は4月1日より、翌年3月31日とする。

(会計監査)

第31条 収支決算は監事の監査を受けた後、理事会、評議員会ならびに総会の承認を受けるものとする。

第8章 会則の変更および細則

(会則の変更)

第32条 この会則は、理事会、および評議員会の3分の2以上が出席した評議員会の議決を経て、総会の承認を得なければ変更することができない。

(会則の実施)

第33条 この会則の実施に際し疑義を生じた場合、または会則以外に必要な事項が生じた場合は、理事会および評議員会がこれを処理する。

(細則)

第34条 この会則施行についての細則は、理事会、評議員会の議決および総会の承認を経て別に定める。

(付則)

この会則は、平成3年4月8日から施行する。

日本組織適合性学会細則

1. (評議員候補の資格)

新評議員は会員歴（旧日本組織適合性研究会の会員歴を通算）5年以上、組織適合性、HLA等に関する研究発表または論文2編以上を有し、2名の評議員の推薦のあるものとする。

2. (選挙結果同数得票の場合について)

理事、監事の選挙結果、同数得票の場合は、旧理事により、理事、監事を決定する。

変更：平成7年7月14日

3. (委員会委員長及び委員の選任について)

本会の運営上必要な委員会の委員長は理事の互選とする。委員は、会員の中から当該委員長が選任し、理事会の議を経て、評議員会の承認を受けるものとする。

変更：平成10年7月17日

日本組織適合性学会年会費規定

(平成10年7月17日新設)

1. 年会費は、次に定めるとおりとする。

- 1、正会員：年額 5,000円
- 2、特別会員：免除
- 3、名誉会員：免除
- 4、賛助会員：年額 100,000円

2. 年会費の変更は、会計担当理事の提案によって、理事会、評議員会の議を経て総会で決定する。